

土地改良区からのお願い

亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力頂きまして大変ありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われておりますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果下流地域の用水不足にとどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましては掛け流しをしない適正な取水管理をしていただきたくよろしくお願い致します。

道路、用排水路の地先管理を徹底してください

多くの分区では、運営や道水路維持管理の経費に当てるため、組合員の皆様から分区費を徴収していました。他工区からの入作者は、共同活動に参加しないため郷内一律の2,500円/10アール、同一工区他分区からの入作者に対しても金額は様々ですが同様の取り扱いとなっていました。令和3年度からこれらの分区費・入作分区費を廃止しました。

このことにより、所有及び耕作する農地と周りの道路水路を各々の組合員が地先管理（除草・泥上げ）することになります。周りの迷惑とならないよう、日頃から農地、道水路の管理を心がけてください。また畔の草刈りが不十分な方もいらっしゃいますので道路水路の除草と合わせて徹底してください。

＊地先管理の範囲とは 耕作する農地に面した用水路・排水路・道路



不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道・水路に一部の心無い人によってさまざまな廃棄物が投棄されて農地を取り巻く環境が脅かされ、施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費用も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や当土地改良区へご一報ください。